

令和8年度里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の仮申込の受付について

令和7年11月12日

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構
里山林活性化多面的機能発揮対策事務局

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金は、地域住民、森林所有者、地域外関係者等による「里山林の整備と利用」を支援する林野庁の事業です。

令和8年度に交付金の交付を希望する活動組織は、別添「仮申込書」に必要事項を記入して、令和8年1月23日（金）までに下記3の申込先へご提出ください。

記

1 説明会

次の日時にオンラインで開催します。参加を希望される方は、3の申込先へ参加者のお名前、メールアドレス、電話番号、参加希望日をご連絡ください。

これらの日時に参加できない方、対面での説明を希望される方等は、3の申込先へご相談ください。

(1) 初めて交付金を申請する方

①令和7年11月26日（水） 10時～12時

②令和7年11月28日（金） 10時～12時

（注）2時間のうち、前半は制度内容、後半は申請に必要な準備事項等についてご説明します。

(2) 過去に森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択を受けたことがある方

①令和7年11月26日（水） 16時～17時

②令和7年11月28日（金） 16時～17時

（注）変更点を中心にご説明します。

2 現地相談

① 現地相談は、交付金の申請に必要な計画図の作成や数値目標の設定等をご支援しますので、新たに交付金を申請する団体と、面積や目標を変更したい継続団体等は、ぜひご利用ください。ただし、皆さまの現場や準備の状況によっては十分なご支援ができない場合がございますので、その場合はご容赦ください。

② 現地相談は、なるべく仮申込の提出前にお受けいただくことをお勧めします。

③ 面積や目標が変わらない継続団体は、現地相談は必要ございません。

④ 現地相談の希望が多い場合は、すべてのご希望に沿えない場合がございます。その場合はご容赦ください。

（注）現地相談は、今年度の申請支援を目的として行いますが、今年度の予算枠に空きが生じなかった場合には相談結果を次年度の申請支援に役立てます。

3 申込先・相談窓口

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-11 石川COビル3階
一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 里山林活性化多面的機能発揮対策事務局
電話 03-6206-0954 Fax03-6381-0739 E-Mail satotame@kouryu.or.jp

4 申込前後のスケジュール

時期	内 容	
随時	次年度申請希望の受付、現地相談会の実施	
令和 7 年 11 月 26 日 28 日	オンライン説明会 ※政府予算案の概算決定時に大きな変更が生じた場合等は、1 月にもオンライン説明会を開催する 可能性があります。その場合はメールやホームページでご案内します。	
令和 8 年 1 月 23 日	令和 8 年度仮申込の受付締切	
4 月上旬	林野庁の要綱要領改正後に募集開始	
5 月中旬	採択申請書の締切	(注) 5 月中旬以降は、8 月末日まで毎月末日締切、翌 月中下旬に審査結果のお知らせ、翌々月の 1 日か ら活動開始を繰り返します。ただし、採択見込額が 予算額に達した時点で受付を終了します。
6 月下旬	審査結果のお知らせ	
7 月 1 日	交付金の活動開始	
7 月上旬	採択決定	

(注) 4月1日以降のスケジュールは予定であり、変更の可能性があります。

5 留意事項

- (1) 仮申込書の受理は、交付金の採択を約束するものではありません。4月以降、募集開始後に改めて採択申請書等をご提出いただき、外部委員による審査等を経て、予算の範囲内で採択させていただきます。
- (2) 受理された仮申込書の内容は、林野庁に対する要望額に反映し、都道府県ごとの予算額の決定に活用されます。不用額が発生すると次年度の予算が減額されるなど他の組織に迷惑が及びますので、実現可能な内容でお申し込みください。

(実現性が低い仮申込の例)

- ① 活動する森林が未定(地番や地権者が不明、地権者の内諾が得られていない、申請地が森林ではない。)
 - ② 自己資金が不足(150万円のチップ購入を申し込んだが、自己資金75万円を調達できず、申請を諦めた。)
 - ③ スキルや人数が不足(危険木の伐倒や搬出間伐を構想したが、スキルが足りず、実施できない。)
- (3) 仮申込書を提出できなかった組織からの採択申請も受け付けさせていただく考えですが、仮申込をした組織を優先的に採択させていただきます。
 - (4) 仮申込の受付締切後も、現地相談を含めて申請相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

以 上

＜対策のポイント＞

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、事業体による経営管理がされにくい、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。
※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

＜事業目標＞

5年以上継続的に活動している活動組織の割合（70％〔令和11年度〕）

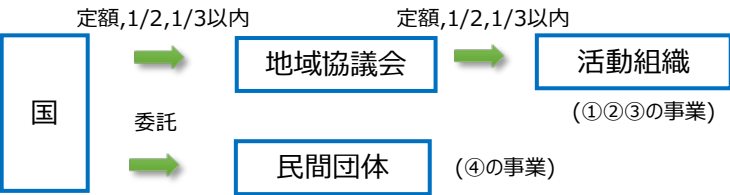
＜事業の内容＞

里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する森林資源（針葉樹、広葉樹）を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

確保

育成

実践

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催
- 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施
- 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援
最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援
最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に針葉樹を活用する活動への支援
最大19.1万円/ha



半林半X等により本格的に広葉樹を活用する活動への支援
最大24.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート

